

答 申 第 2 2 2 号
平成29年12月25日

岐阜市教育委員会
教育長 早川 三根夫 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子



個人情報ファイルの保有について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第12条第4項の規定に基づき、平成29年12月15日付け岐阜市教委政第356号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 個人情報ファイルの保有について

(1) 事案の概要

文部科学省の新学習指導要領（平成29年文部科学省告示第62号、第63号及び第64号）においては、「社会に開かれた教育課程」の実現を重視しており、教育行政には、今以上に、地域における多様な人材との関わりの中で、児童生徒を育む体制づくりが求められることとなる。

本市においても、地域の高齢者をはじめ多様な人材が、学校教育に参画・協力しているところであり、今年度からは、元気で意欲にあふれる高齢者を「ぎふスーパーシニア」と称し、児童生徒に対する接し方・伝え方を修得することができる「ぎふスーパーシニア教育学講座」を開講しているところである。

当該講座の修了者の中から、学校でのボランティア活動を希望する者を「ぎふスーパーシニア教育人材」（以下「シニア人材」という。）として岐阜市教育委員会にて登録し、市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において登録に係る情報を活用し、もって地域の高齢者のさらなる活躍の場を創出するため、シニア人材に関する次の個人情報を、個人情報ファイルとして保有するものである。

(2) 保有する個人情報ファイルの名称

ぎふスーパーシニア教育人材リスト

2 意見

適当なものと認める。